

支 払 基 金
平成 2 7 年 5 月 1 9 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 7 年 5 月 1 9 日付け厚生労働省告示第 2 6 9 号に基づく新規医薬品コード（変更区分「3」：2 8 コード）を設定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 7 年 5 月 2 0 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 5 0 5 2 0」に設定し収載しております。